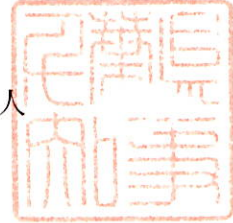


# 産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県旭市倉橋字和田戸1番  
氏名 旭バイオ株式会社  
代表取締役 岡野 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和2年4月23日

許可の有効年月日 令和7年4月22日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

発酵による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（食料品製造業に係るものであって、有機性のものに限る。）、

イ 動植物性残さ

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

## 3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、敷地境界における臭気指数が1.3以下及び脱臭施設の排出口における臭気指数が3.0以下となるよう脱臭施設及び建屋の維持管理を徹底することにより、悪臭の発散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の処理に当たっては、蒸発拡散施設の維持管理を徹底することにより、汚水の飛散流出を防止すること。

(3) 産業廃棄物の処理に当たっては、許可申請書に添付した「攪拌発酵施設算定の基本計画」とおり行い、発酵に必要な期間を確保すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 4 月 2 3 日 新規許可

令和 3 年 3 月 1 6 日 変更届 (代表者の変更)

令和 3 年 1 1 月 2 2 日 変更届 (下水汚泥の発酵施設の廃止, 下水汚泥の中間処理の  
廃止, 汚泥・動植物性残さの発酵施設の変更, 保管施  
設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



## 許可証別紙

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵施設 (食品系)		汚泥・動植物性残さ 21.4 m <sup>3</sup> /日 (令和3年10月18日)	3	千葉県旭市倉橋 字和田戸 6番1の一部, 7番1の一部, 7番2の一部, 8番1の一部, 8番2の一部, 字大仲野 324番1の一部, 324番2, 325番の一部, 326番の一部, 327番, 328番の一部, 329番の一部
	一次発酵施設	319 m <sup>3</sup>	3	
	二次発酵施設	1,177 m <sup>3</sup>	1	
処理前物保管施設	動植物性残さ保管施設	52 m <sup>2</sup> 58 m <sup>3</sup>	1	
	動植物性残さ保管施設	34 m <sup>2</sup> 38 m <sup>3</sup>	1	
	動植物性残さ保管施設	46 m <sup>2</sup> 51 m <sup>3</sup>	1	
	動植物性残さ及び 食品汚泥保管施設	34 m <sup>2</sup> 38 m <sup>3</sup>	1	
	動植物性残さ及び 食品汚泥保管施設	52 m <sup>2</sup> 58 m <sup>3</sup>	1	
処理後物保管施設		198 m <sup>2</sup> 477 m <sup>3</sup>	1	
残さ物保管施設	廃プラスチック類 保管施設	1.0 m <sup>2</sup> 1.0 m <sup>3</sup>	1	
	木くず保管施設	1.0 m <sup>2</sup> 1.0 m <sup>3</sup>	1	
	紙くず保管施設	1.0 m <sup>2</sup> 1.0 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)